

松戸市告示第 187 号

令和元年台風第15号による被災者に対する市税に関する申告期限等の指定について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）第8条第1項の規定により、令和元年10月1日付け松戸市告示第156号（令和元年台風第15号による被災者に対する市税に関する申告期限等の延長について）において別途告示で定めるところとされている期日は、その期限が令和元年9月9日から令和元年12月1日までの間に到来するものについて、同月2日とする。

令和元年11月 5日

松戸市長 本郷谷 健 次

